**犬山城前観光案内所における余剰地借受事業者募集要項**

**１　入札に付する事項**

犬山市（以下、「本市」という。）では、行政財産である犬山城前観光案内所の敷地の一部を物販または体験スペースの場所として有効活用を図るため、賃貸の方法を用いた上で事業者による提案（以下、「提案事業」という。）により土地の借受事業者の募集を行います。このため、当該土地を借受ける事業者等(以下、「事業者」という。) を決定するための一般競争入札を行います。

　この募集に参加される方は、本事項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

**２　入札物件**

　入札物件は、下記の犬山城前観光案内所の敷地の一部となります。

**■入札物件**　犬山城前観光案内所の余剰地に対する提案事業による土地の借受

**【条件等】**

※１　今回の提案事業においては、物販及び体験観光コンテンツ実施の場としての利用に限ります。このため、その場で飲食できる飲食物を借受場所において提供することはできません（食べ歩きを推奨するようなものは販売できません。）。

※２　事業者が取り扱う商品等については、事前に内容が把握できるよう、入札前に提出する入札申込書とともに、書面及び写真等により提出してください。その際、「３　借受事業者募集条件」等、本要項を参照した上で、本市が当該場所での販売等に相応しくない内容であると判断した場合は、入札申込書の受付ができませんので、代替商品に変更し、本市へ事前に相談の上、了承を得るようにしてください。

※３　借受場所は、下記のとおりとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地の借受施設名 | 所在地 | 借受面積 | その他の条件 |
| 犬山城前観光案内所の一部 | 愛知県犬山市大字犬山字北古券12‐4の一部 | 約23㎡ | 机や椅子については、城前観光案内所の備品を貸出します。（机2本、椅子5脚）テント等他に必要な物品は事業者にて準備してください。 |

**３　借受事業者募集条件**

（１）行政財産の借受期間は、令和５年１月２０日（金）から令和５年３月２９日（水）までの期間とします。また、使用可能な時間は、犬山城前観光案内所の営業時間中（午前９時から午後５時まで）とします（準備、片付け、周辺の清掃までを含む。）。ただし、契約期間中であっても、本市が公用・公共の用に供するため土地の使用が必要となる場合は、使用を制限する場合があります（※令和５年２月１１日（土）～１２日（日）のいぬやまランニングフェスティバルの２日間は使用できません）。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、自然災害などの事由により犬山城前観光案内所が閉鎖された場合は、その期間の使用はできません。

（２）行政財産の使用は、本市と事業者が本要項に基づき契約を締結した内容に限り、それ以外の目的には使用できないものとします。

（３）落札者（事業者）が入札した額に消費税及び地方消費税を加算し、土地の借受料とします。借受料は、本市の発行する納入通知書により、本市の指定する期限までに納入してください。なお、契約金額に係る消費税及び地方消費税は、本市が発行する納入通知書の発行時において適用される消費税率を適用することとします。

（４）提案事業において経費が発生する場合は、全て事業者の負担とします。電気及び水道は、使用できません。なお物販については、常温での販売を基本とし、商品の保管及び保存については、事業者の責任において細心の注意を払うようにしてください。

（５）契約期間中は、次の事項を遵守してください。

　　ア　借受場所の権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

　　イ　販売品等の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこ

と。

　　ウ　商品及び体験の種類等においては本市から許可を得た内容とし、犬山城前観光案内所本来の目的から逸脱しないこと。

　　エ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関

係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。

　　オ　提案事業の内容によって、第三者に生じた事故等については、本市に報告する

とともに、事業者の責任において解決すること。

　　サ　提案事業は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復す

ること。ただし、本市が許可した場合はこの限りではない。なお、原状回復にし、

事業者は一切の補償を本市に請求することはできないこととする。

**４　事業者入札参加資格要件**

次の要件を全て満たすものは法人、個人を問わず、本件入札に参加することができます。

1. 法人においては、愛知県内に本店、又は支店を有すること。
2. 個人においては、愛知県内以外で営業をしている場合も可。

（３）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有し

ていること（該当についてのみ）。

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当しない者及び同条

第２項の規定に基づく犬山市入札参加の制限を受けていない者であること。

（５）愛知県出納事務局指名停止取扱要領（平成12年４月１日施行）、本市入札参加指

名停止措置要綱（平成６年犬山市告示第15条）に基づく指名停止等の措置を受けて

いない、または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77

号）第３条及び第４条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員ではないこ

と。

（６）法人または個人においては、次に掲げる市税等の未納がないこと。

　　ただし、法人・個人を問わず、事業者の事業所等が本市外の場合は未納がない旨の証明書等を提出すること。

　　　法人住民税（法人）、固定資産税（法人・個人）、住民税（個人）、

国民健康保険税（個人）

２　事業者入札参加資格要件においては、次に掲げる事業者は除く

(１) 社会問題を起こしている業種又は事業者

（２）法令等に基づく必要な許可を受けていない事業者

（３）前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める業種又は事業者

**５　入札参加申込手続き**

（１）申込方法

①郵送の場合

　　受付期間：令和４年１２月２６日（月）～令和５年１月１３日（金）必着

　　送 付 先：〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

　　　　　　　　　　　　　犬山市経済環境部　観光課（３階）

　　　　　　　※簡易書留または書留により送付してください。

　　　　　　　※申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合

は、受け付けられませんのでご注意ください。

※宅配便・郵送により書類等を受け付けた場合、入札申込書に記載のE-

Mailアドレスあてに本市から受領確認のメールを送信します。

②持参する場合

　　受付期間：令和４年１２月２６日（月）～令和５年１月１３日（金）必着

　　（土日祝及び１２月２９日から１月３日までを除く、午前９時～午後５時まで）

　　提 出 先：愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

　　　　　　　犬山市経済環境部　観光課（３階）

（２）申込みに必要な書類（各１部）なお、提出書類は返却しないものとします。

①入札申込書（様式１）

②誓約書（様式３）

③証明書類（発行日から３月以内のもの）

　　法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人での申込みの場合印鑑登録証明書

④入札参加資格要件４-（３）の許認可等の免許書の写し（該当の場合のみ）

　（ア）製造物賠償責任保険（PL保険）等の証書の写し

　（イ）販売品目の説明書類（任意様式※写真含む）

　（ウ）キッチンカーにて物販利用する場合は、販売車両の写真（車両の全長、全幅、車高を記入）

　（エ）食品販売のうち保険所の許可が必要な場合は、営業許可証の写し（愛知県内の保健所長から受けたもの）

　（オ）食品販売のうち保健所の許可が必要な場合は、食品衛生責任者証の写し

　（カ）その他市長が必要と認めるもの

⑤市税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

　ただし、法人・個人を問わず、事業所等が本市外の場合は、事業者が該当市区町村発行の納税証明書を提出すること

　　　市税

　　　・法人市民税、固定資産税、住民税、国民健康保険税（個人での申込の場合）

　⑥提案事業の内容が把握できる書類（任意様式：販売する物品や体験コンテンツの内容・金額等がわかる書類（リスト等、写真）。

（３）その他

　　・入札保証金及び契約保証金については、免除とします。

　　・電話、ＦＡＸ、インターネットによる受付は行いません。

**６　入札執行の日時及び場所**

（１）日時

　　　令和５年１月２０日（金）午前１０時００分

　　　※入札の進行により時間が前後する場合があります。

（２）場所

　　　犬山市役所　２階　２０１会議室

**７　入札について**

（１）入札の様式は、様式２を使用してください。

　　　※定型封筒（長型３号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するととも

に、その封筒の表面に入札物件名を油性ボールペン等で記入してください。

※封筒の記入については、別紙「入札の留意事項」を参照してください。

（２）入札金額は、契約希望金額の100/110（100円単位）で記入してください。

　落札後の契約金額については、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を

加算した金額をもって借受料とし、消費税及び地方消費税については、本市が発行する納入通知書の発行時において適用される消費税率とします。

（３）落札者は、本市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札

者となる同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定し

ます。

（４）予定価格に達しない場合は、直ちに再入札を行います。入札回数は、第１回を含め

３回以内（３回分の入札書を準備）とします。

（５）代表者以外の方が入札に参加される場合は委任状（様式４）が必要です。

（６）入札を辞退される場合は、その旨文書（任意様式）にて連絡してください。

（７）次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

①入札参加資格がない者が入札したもの

②入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの

③入札書の訂正をしたもの

④入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

⑤その他入札に関する条件に違反したもの

**８　契約の手続き**

　落札後、事業者は、本契約前に必要に応じて本市と事前協議をします。

**９　事業者決定の取消し**

　次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

（１）正当な理由なくして、本市が指定する期日までに契約書の取り交わしに応じな

かった場合

（２）事業者が入札参加資格を失った場合

（３）事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

（４）事業者が虚偽の申告をした場合

**１０　その他**

（１）契約の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担とします。

（２）本市ホームページ上で決定金額及び事業者名を掲載します。

**１１　問い合わせ**

【本件の入札に関すること】

　・質問は書面（様式不問）にて、ＦＡＸ、Ｅメール、郵送又は持参してください。

　・質問及びその回答については、入札参加者全員が把握すべき内容と本市が判断した

場合は、入札参加者全員に通知します。

　・提出期限：令和５年１月１３日（金）１７時まで

・提 出 先：犬山市経済環境部　観光課　担当　粟野

電　話：０５６８－４４－０３４２

（８時３０分から１７時１５分まで。土日祝及び１２月２９日から１月３日までを除く）

ＦＡＸ：０５６８－４４－０３６７

Ｅメール：040500@city.inuyama.lg.jp